

明治十八年

沖繩縣久米島、久場
島、釣島、國標建設
件

下
等
二

明治廿七年十二月廿七

内務大臣子爵陸奥宗光

外務大臣子爵陸奥宗光殿



寫

別紙

閣議提出案

別紙標杭建設ニ係ル件閣議提出ス

年月日

内務大臣

内閣総理大臣

(別紙)

沖繩縣下八重山群島、北西ニ位スル久場島、島嶼釣島、後春島、人島ナシ、近來ニ至リ、後島、向ケ漢業等ヲ試ムル者有之、之カ取締メ要スルヲ以テ左縣、所轄トシ標杭建設、該支占同縣知事ヲ上申有之、右、同縣

ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通り標板ヲ建
設セシメントス
右商議ヲ請フ

写 〔付箋紙9〕

〔別紙〕

閣議提出案

別紙標杭建設ニ関スル件閣議提出ス

年 月 日

内務大臣

内閣総理大臣宛

(別紙)

沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島
島(原ノママ)魚釣島ハ従来無人島ナレトモ近来ニ至リ
該島ヘ向ケ漁業等ヲ試ムル者有之之カ取
締ヲ要スルヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭建設
致度旨同県知事ヨリ上申有之右ハ同県
ノ所轄ト認ムルニ依リ上申ノ通り標杭ヲ建
設セシメントス
右閣議ヲ請フ